

# 広報車仕様書

(二戸消防署一戸分署)

令和8年度

二戸地区広域行政事務組合消防本部

## 広報車仕様書

### 第1 総則

#### 1 目的

この仕様書（以下「本仕様書」という。）は、二戸地区広域行政事務組合消防本部（以下「当本部」という。）が令和8年度に購入する広報車（以下「当車両」という。）の製作及び架装に関する仕様を定める。

#### 2 適合法令

当車両の製作及び架装にあたっては、本仕様書に定めるほか、次に掲げる関係法令の規格、基準に適合するものであること。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (3) その他関係法令、通達に適合するもの

#### 3 製作上の注意

消防車両として最適の構造及び性能を十分に有し、次のとおりとすること。

- (1) 当車両は、本仕様書に定める規格・基準をすべて満たし、緊急消防自動車として岩手県公安委員会の承認が得られるものとする。
- (2) 当車両は、火災及びその他の災害に対処できるよう各種資機材を積載し、迅速、適切なる災害の防ぎよ活動を目的とし、災害時における消防活動に供するために作成するもので、各部の構造及び装置は堅ろうで災害活動の酷使に十分耐えるものであり、かつ、維持管理が比較的容易で経済性に優れたものであること。
- (3) 本仕様書中の「同等」とは、表示した銘柄の物品と同等であることを適切な手段により証明できる見本及び企画、性能証明書をもって証明すること。同等品の申請は入札前の当本部が指定した期日までに、諸元、性能、価格等の比較表を提出して当本部の承認を得ること。
- (4) 契約に当たっては本仕様書を熟知し、疑問な点は当本部と十分協議の上契約すること。また、契約後の一切の疑義は、当本部の解釈に従うこと。

なお、質疑応答事項は、本仕様書の追補とする。

- (5) 受注者は、本仕様書に基づく製作が完全に施工できるよう事前に検討を行い、車両納入までに発生したいかなる事故に対してもその責任を負うものとする。
- (6) 製作の進行に伴い、本仕様書に定めない事項又は細部についての疑義及び不明事項が生じたときは、直ちに当本部と協議し製作に万全を期すること。

なお、諸々の理由により本仕様書に変更を必要とするときは、直ちに当本部に連絡し、その指示を受けた後、速やかに確認の図書を提出して承認を受けること。

- (7) 本仕様書に定めない事項について、業者の公表した仕様並びに機能上及び製作上、当然必要と思われるものは施工すること。
- (8) 特許等工業所有権に関する法令、第三者の有する特許法、実用新案法、又は意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することがないように必要な処置を講ずること。これらの運用、適用にかかる費用は受注者が負担すること。
- (9) 取付品および各資機材は、すべて新規製品とする。
- (10) 各装置及びパーツの取り付けは、原則としてボルト締付けとすること。

なお、ボルト等は、必要に応じてネジロック剤を使用し確実に締め付けること。

- (11) 車体全般にわたり防水措置及び防錆措置を十分に行うこと。
- (12) 清掃、点検、調整及び修理が容易に行えること。
- (13) 使用取扱上の安全性、操作性を十分に考慮したものであること。
- (14) 器具接触等により塗装剥離のおそれのある部分には、適切な保護対策を講じること。
- (15) 本仕様書に明示されていない車体の構造、資機材の配置、固定装置等については別途協議とする。

#### 4 規格

車両に使用する材料及び部品は、特に指定するものを除き、すべて日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。）のものを使用すること。ただし、ネジ類については、ISOネジ又は、これに準じたものを使用すること。

#### 5 検査及び試験

- (1) 完成検査  
納入時に当本部が指定する場所において次の検査、試験を行うこと。
  - ア 走行試験
  - イ 取付品、付属品及び積載品の検査
  - ウ 車体、架装、塗装検査
- (2) その他必要に応じ検査を行うものとする。

#### 6 納入場所等

- (1) 納入場所  
二戸地区広域行政事務組合消防本部（岩手県二戸市金田一字上田面 300 番地 2）
- (2) 納入期限  
令和 9 年 2 月 26 日
- (3) 完成車納入の際は、燃料を満載にすること。
- (4) 車両の操作、取扱い要領及び資機材の取扱いについては、各専門業者による説明指導を受注者の責任において実施すること。  
なお、説明指導の実施日時については、車両の納入前に当本部と調整すること。

#### 7 提出書類

- (1) 受注者は、製作に先立ち、契約後速やかに次の書類を各 3 部提出し、当本部の承認を受けるとともに、製作中、仕様書に定めない事項又は細部についての質疑は、当本部と協議し製作に万全を期すること。
  - ア 製作工程表
  - イ シャシー諸元表
  - ウ その他当本部が指示するもの
- (2) 納入時に次の図書を各 1 部提出すること。
  - ア 自動車検査証の写し
  - イ 緊急自動車届出確認済証の写し
  - ウ 車両取扱説明書及び積載品取扱説明書
  - エ 保証書
  - オ その他当本部が指示するもの

## 8 登録事務等

車両完成後、国土交通省東北運輸局岩手運輸支局長が行う新規登録検査のための手続きを代行し、当該検査を受けた後納入すること。これに要する自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及びリサイクル料金は当本部が負担する。

なお、登録ナンバープレートの数字4桁は「登録年(西暦)下2桁+登録月2桁」とすること。

## 9 保証等

保証期間は、完成車納入後1年又はメーカー等で定める期間とする。ただし、保証期間後であっても設計、製作及び材料不良等に起因する故障等問題が生じた場合、受注者の責任において無償で是正修復するものとする。

## 10 法定点検

納入後、初回の法定点検（エンジンオイル交換を含む）は受注者の負担において行うこと。

## 第2 仕様

### 1 架装材料

- (1) 外部に取り付けるボルト、ナット類はステンレス製部材を使用すること。
- (2) コーキング及びシーリング材は、経年変化により硬化しない弾力性のあるものを使用すること。
- (3) 潤滑油及び各種作動油は、各メーカーが指定するものを使用し、規定量を入れておくこと。
- (4) 電池及び電池パックを使用するものは、各メーカーが指定するものを使用し、必要数を入れておくこと。
- (5) その他の材料は、次によること。
  - ア プラスチック類は、難燃性のものを使用すること。
  - イ ゴム製品及び合成樹脂製品は、耐油性のものを使用すること。
  - ウ 木材は、十分に乾燥したものを使用し、製作後、変形及び歪み等が生じ難いものとする。

### 2 主要諸元（架装前のベース車）

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| (1) エンジン    | 直列4気筒ディーゼルエンジン            |
| (2) 総排気量    | 2,200 cc以上                |
| (3) 最高出力    | 公称出力が107kw（145ps）以上       |
| (4) 駆動方式    | 4輪駆動（4WDロック機構又は同等の機構を有する） |
| (5) 変速装置    | 8速オートマチックトランスミッション        |
| (6) 軸間距離    | 2,850 mm以下                |
| (7) 車両の長さ   | 4,800 mm以下                |
| (8) 車両の幅    | 1,815 mm以下                |
| (9) 車両の高さ   | 1,875 mm以下                |
| (10) 車両重量   | 2,000 kg以下                |
| (11) 乗車定員   | 8人                        |
| (12) ボディカラー | スターリングシルバーメタリック×ブラックマイカ   |

### 3 取付品

- (1) 電子サイレン

ア アンプは、50W以上で電子サイレン、電子警鐘、イエルプ警告音、拡声機能及び音声合成機能を持つものとする。

イ 当本部が別途指示する消防用広報メッセージを拡声できること。

なお、ch 6～ch10の追加を含むこと。

ウ 電子サイレン用のスピーカーは2本とし、散光式赤色警光灯に内蔵する専用スピーカーとすること。

エ 電子サイレンに内蔵する後退メッセージの切り替えスイッチをダッシュバンの適切な位置又はセンターコンソールボックスに設けること。

オ 電子サイレンに内蔵する右左折メッセージの切り替えスイッチをダッシュバンの適切な位置又はセンターコンソールボックスに設けること。

カ イエルプ警告音スイッチを運転席から操作できるダッシュバンの適切な位置に設けること。

なお、イエルプ警告音はサイレン吹鳴中に同時吹鳴する方式とすること。

キ 交差点進入注意音声スイッチを運転席から操作できるダッシュバンの適切な位置に設けること。

ク 渋滞通過注意音声スイッチを運転席から操作できるダッシュバンの適切な位置に設けること。

## (2) 警光灯類

ア 赤色警光灯は次のとおりとすること。

(ア) キャブ上部の赤色警光灯は散光式赤色警光灯（スピーカー2本内蔵）とすること。

(イ) 散光式赤色警光灯は高輝度LED型とすること。

(ウ) キャブ上部前方の適切な位置に取り付けること。

(エ) 取付部分の防錆及び防水の処理を確実にすること。

(オ) 散光式赤色警光灯本体の重量及び車両走行中の振動等に十分耐えられるよう適切に補強を行うこと。

なお、散光式赤色警光灯本体のメンテナンスを十分考慮した構造にすること。

イ 赤色点滅灯は、次の通りとすること。

(ア) 赤色点滅灯は高輝度LED型とすること。

(イ) フロントバンパー付近に取り付けること。

(ウ) 赤色点滅灯は、バランス及び視認性を考慮した配置とすること。

(エ) 点滅パターンは視認性を考慮すること。

(オ) メンテナンスに支障のないように取り付けること。

## (3) 通信機器格納ボックス

ア 運転席と助手席の間にスチール製（黒色塗装）のセンターコンソールボックスを設け、無線機、AVMモニター及び電子サイレンアンプを固定できる構造とすること。詳細別途協議。

イ 無線機器及びAVM本体は、運転席及び助手席下の空間に格納すること。詳細別途協議。

ウ メンテナンスに支障のないように取り付けること。

## (4) その他

ア カーナビゲーションシステムをダッシュバンの適切な位置に取り付けること。

なお、テレビは視聴できないようにすること。

イ ドライブレコーダーをフロントガラスワイパー拭き取り領域の適切な位置に取り付けること。

ウ ETC車載器（アンテナ分離型）をダッシュボードの適切な位置に取り付けること。

エ サイドバイザー（樹脂製）をすべてのドアに取り付けること。

オ ナンバーフレーム（メッキ）を前後に取り付けること

カ シートカバーを全席に取り付けること。

キ マッドフラップ（ブラック）を全輪に取り付けること。

クフロアマットを全席及びラゲッジスペースに取付けること。

#### 4 一戸町車載型無線機（旧車両からの移設）

一戸町車載型無線機一式を次のとおり取付けること。詳細別途協議。

##### (1) 機器（CSR製）

ア 車載型移動局 1 台

イ 専用マイク 1 個

ウ アンテナ（車載型用） 1 本

エ スピーカー 1 個

(2) 取付けにあたっては、防錆及び防水の処理を確実にすること。

(3) 移設に係る新規部材は受注者の負担とする。

#### 5 塗装要領

##### (1) 下地塗装

下地処理塗装のピンク塗装はロックペイント製のウレタン 4:1PA-0665 又は同等品を使用して確実にすること。

##### (2) 朱色塗装

車両の朱色塗装はロックペイント製のウレタン 4:1 消防レッド 073-9080 又は同等品を使用し仕上げる。塗装回数は 3 回以上とし、1 回目の塗装後、半乾燥時にゴミ取りを行い、2 回目、3 回目の塗装を施し、乾燥は 60℃以上で 60 分以上行うこと。

##### (3) 塗装範囲

ア 外観で目視できるシャシー純正塗装部の全て

イ ドア開口部のシャシー純正塗装部（バックドア開口部を含む）

ウ ドアインナーパネル（バックドアを含む）

エ その他必要と認める箇所

##### (4) 塗装しない範囲（詳細位置は別途指示）

以下の箇所はボディカラー（グラファイトグレー及びブラック）とし朱色塗装を行わないこと。また、朱色塗装の飛沫が付着しないよう確実にマスキングすること。

ア フロントグリル（グラファイトグレー）

イ フロントロアバンパー（グラファイトグレー）

ウ リヤバンパー（グラファイトグレー）

エ バックドア下部（ブラック）

オ ボディサイド下部（ブラック）

カ フロントフェンダー（ブラック）

キ リアフェンダー（ブラック）

(5) その他

- ア 脱着可能な部品は全て取り外し、外板部の塗装を行うこと。
- イ 取り外した部品の塗装は単体で行うこと。
- ウ 外観で目視できる箇所ではマスキングを行わないこと。(分解不可能な箇所を除く)
- エ シャシー純正の未塗装部は塗装を行わないこと。
- オ 分解の結果、再使用できない部品は新規部品を使用すること。

6 特殊防錆塗装（塩害ガード又は同等以上のもの）

当車両は、道路融雪剤（塩化カルシウム）を冬期間に大量散布する積雪地域で使用するため、特に泥が跳ね上がる箇所及び各構成材の接合部の防錆処理を確実にすること。

次の箇所には、特殊防錆塗装を行うこと。

- (1) ボンネット内側
- (2) ドア内側
- (3) フェンダー内側
- (4) ロッカーパネル内側
- (5) シャシー下廻り（フレーム中空部を含む）

※バンパーカバー、アンダーカバー、マフラー、遮熱板等を取り外して施工すること。

- (6) その他必要と認める箇所

7 文字記入等

- (1) フロントドア両側に白色フィルムを貼り付けること。  
「二戸広域消防」、「一戸広報」、車体管理番号（別途指示）
- (2) リアドア両側に白色フィルムを貼り付けること。  
「2」
- (3) バックドアに白色フィルムを貼り付けること。  
「二戸広域消防」、「一戸広報」、「2」
- (4) ルーフ上面の運転席側に白色フィルムを貼り付けること。  
「一戸広報」
- (5) ルーフ上面の助手席側に黒色フィルムを貼り付けること。  
「岩手二戸」
- (6) その他の文字記入は別途指示する。
- (7) 文字の書体、大きさ及び位置は別途指示する。

8 取付品、付属品及び積載品

車両とともに納入する取付品、付属品及び積載品は別表のとおりとし、この仕様書で指定するもの以外で公表された標準添付品はすべて納入すること。

## 別表

No.	品名	内容	数量
<b>I</b>	<b>ディーラーオプション(取付品) ※車体と一体となるもの</b>		
1	カーナビゲーション	デリカ専用11型ナビ(アルパイン製)	1 式
2	前後ドライブレコーダー	純正又は同等品	1 式
3	ETC2.0車載器	純正又は同等品	1 式
4	サイドバイザー	純正	1 式
5	盗難防止ボルト付ナンバーフレーム	純正、メッキ、前後	1 式
6	本革調シートカバー	純正、8人乗り仕様	1 式
7	マッドフラップ	純正、ブラック	1 式
<b>II</b>	<b>ディーラーオプション(付属品)</b>		
1	フロアマット	アルパイン製又は同等品、デリカD:5専用3Dフロアマット、ラバー素材 フロント/第2列席/第3列席 AS-D5-2-3DFM 8人乗り仕様 ラゲッジスペース AS-D5-2-3DFM-LG 7人/8人乗り仕様	1 式
2	スタッドレスタイヤ	BS DM-V3 215/70R16、純正アルミホイール付、4本	1 式
3	冬用ワイパー	純正、前2本、後1本	1 式
4	停止表示灯	パープルセーバー	1 式
<b>III</b>	<b>架装 ※車体と一体となるもの</b>		
1	全塗装	消防レッド	1 式
2	特殊防錆塗装	塩害ガード又は同等品	1 式
3	文字記入	前・後・左・右、対空標示、標識灯等	1 式
<b>IV</b>	<b>架装取付品 ※車体と一体となるもの</b>		
1	赤色警光灯	大阪サイレン NX-ML-XY2-A	1 式
2	電子サイレン	大阪サイレン TSK-D151Y (イエルブ警告音 音声メッセージ CH6~10を含む)	1 式
3	後退メッセージ切り替えスイッチ	トグルスイッチ又は同等品 ダッシュパン又はセンターコンソールボックスに設置	1 式
4	右左折メッセージ切り替えスイッチ	トグルスイッチ又は同等品 ダッシュパン又はセンターコンソールボックスに設置	1 式
5	イエルブ警告音スイッチ	IDEC AL6M-M13G、緑色、照明付プッシュスイッチ又は同等品 運転席側に設置	1 式
6	交差点進入注意音声スイッチ	IDEC AL6M-M13R、赤色、照明付プッシュスイッチ又は同等品 運転席側に設置	1 式
7	渋滞通過注意音声スイッチ	IDEC AL6M-M13Y、黄色、照明付プッシュスイッチ又は同等品 運転席側に設置	1 式
8	赤色点滅灯	大阪サイレン LFA-100S、フロントバンパー部2個	1 式
9	センターコンソールボックス	スチール製、無線機・AVMモニター・電子サイレンアンプ取付用	1 式
10	艀装費	内装分解、部品取り外し、取り付け電気配線等	1 式
<b>V</b>	<b>積載品</b>		
1	消火器	自動車用、5型	1 本
<b>VI</b>	<b>機器移設</b>		
1	一戸町車載型無線機	佐々木電機本店	1 式